

那須町観光振興基本計画策定に係る来訪者動向調査業務

公募型プロポーザル（書類審査）実施要領

令和8年4月

栃木県那須町

## 1 趣旨

この実施要領は、那須町観光振興基本計画策定に係る来訪者動向調査業務の受託候補者を公募型プロポーザル（書類審査）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

那須町観光振興基本計画策定に係る来訪者動向調査業務

### (2) 業務の規模（見積限度額）

金 2,970,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

### (4) 業務内容

別紙 1 那須町観光振興基本計画策定に係る来訪者動向調査業務仕様書のとおり

## 3 参加要件

本プロポーザル（書類審査）に参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 那須町の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 那須町建設工事等請負業者選定規則に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされていないこと。
- (5) 個人情報保護体制を有し、かつ過去 5 年以内に国、地方公共団体等の官公庁におけるオンラインモニターを活用したウェブ調査業務の実績を有する者であること。

## 4 提案書等の提出

### (1) 提出書類等

- ① 様式 1 参加表明書
- ② 様式 2 業務実績調書（参加資格確認）
- ③ プライバシーマーク認証の写し
- ④ 様式 3 企業概要書
- ⑤ 企画提案書
- ⑥ 様式 4 業務実施体制表及び業務担当経歴等調書
- ⑦ 任意様式 見積書（見積内訳書を含む）

※ 1 見積内訳書の提出の際は押印の上で提出すること。なお、受託候補者として選定された場合も参考見積書の金額がそのまま契約額となるものではないことに留意すること。

(ア) 企画提案書の規格は、原則として A 4 判を基本とする。書式については特に定めないが、

見やすさに留意のうえ作成し、枚数の規定は設けない。

(イ) 企画提案書については、仕様書に定める業務内容を踏まえた提案とし、社会経済情勢や国県の最新動向の反映のほか、企業独自の提案があれば併せて記載すること。

(ウ) 企画提案書の構成について特段の定めはないが、別紙「業務仕様書」に定める業務内容への対応方法等が確認できる内容とすること。

(2) 提出媒体及び提出部数

提出書類は、紙媒体及び電子媒体の両方を提出すること。

紙媒体：原本1部及び写し3部を郵送又は直接持参により提出すること。

電子媒体：提出書類一式の電子データ（PDF形式）を電子メールにより提出すること。なお送信に当たっては大容量ファイル転送サービス等を利用すること。

紙媒体及び電子媒体の両方の提出をもって提出完了とする。

(3) 提出期限

①参加表明書等（①～④）

令和8年4月13日（月）午後5時まで

②企画提案書等（⑤～⑦）

提出期限 令和8年4月20日（月）午後5時まで

(4) 提出先

所在地：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

担当部署：観光商工課観光振興係

TEL：0287-72-6918(直通) FAX：0287-72-1112

E-mail：kanko@town.nasu.lg.jp

5 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、任意様式による辞退届を郵送又は電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合は、送信後に電話にて受信確認を行うこと。なお、企画提案書等の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。

6 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和8年4月13日（月）午後5時まで

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式5）を電子メール又は郵送により提出すること。

※提出先は、4提案書等の提出（4）提出先に記載のとおり

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）午後5時までに、参加表明書を提出した全員に「参加表明書（様式1）」に記載のある連絡担当者宛てメールにて送付する。

## 7 契約候補者の決定方法

### (1) 優先交渉権者の選定

本プロポーザルの審査は、町が設置する審査委員により行う。

別紙 2 提案内容評価表に基づき審査・評価した結果により、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、本プロポーザルは書類審査により実施し、プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。

### (2) 価格算定

価格点は、最低見積額を提示した者を満点とし、次式により算定する。

価格点＝価格評価点満点×（最低見積額÷当該提案者の見積額）

### (3) 最低基準点

総得点が配点合計の 6 割に満たない場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

### (4) 同点の場合

総得点が同点の場合は、価格点を除いた評価点の高い者を優先する。

## 8 審査結果通知

このプロポーザルの審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。なお、審査の経過、審査内容及び評価結果に関する問い合わせには応じないものとする。

## 9 提案書の取扱い

提出された提案書の取扱いは、次の各号による。

(1) 提出後の記載内容の追加、修正はできないものとする。

(2) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

## 10 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、提案者は失格とする。

(1) 提出書類等が提出期間を超えて提出された場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合

(3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

(4) 参加表明書提出期限から審査結果通知までの間に官公庁から指名停止措置を受けた場合

### 1 1 スケジュール

公募開始	令和8年4月1日
参加表明書等の提出	令和8年4月13日午後5時まで
質問の受付	令和8年4月13日午後5時まで
企画提案書等の提出	令和8年4月20日午後5時まで
書類審査(予定)	4月下旬
契約締結日(予定)	5月上旬

### 1 2 問合せ先

所在地：〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3-13

担当部署：観光商工課 観光振興係

TEL：0287-72-6918(直通) FAX：0287-72-1112

E-mail：kanko@town.nasu.lg.jp

### 1 3 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は失格とすることがある。ただし、町が軽微な不備と認めた場合はこの限りでない。
- (2) 提出された書類は返却しない。提出書類の著作権は提案者に帰属するものとするが、町は受託候補者の選定及び本業務の実施に必要な範囲において使用できるものとする。